

ネット社会の中小企業の労使トラブル ～交通事故より多い労働相談・炎上させない対策とは～

日時：平成29年2月8日(火) ※午後15時～17時（受付開始 14時30分）
 場所：アルカディア市谷(私学会館) ※受付後に案内状をお送りいたします。
 住所：東京都千代田区九段北4-2-25 ※最寄駅 JR;市ヶ谷/南北線;市ヶ谷/新宿線;市ヶ谷 各徒歩3分

新聞紙上に大きく取り上げられた、某有名企業の女子社員の飛び降り自殺事件は記憶に新しい、痛ましい事件でした。

昨今のネット・SNS社会では大事件ではなくとも「ブラック企業」とレッテルを張られる事は中小企業に於いては経営上の死活問題となっています。

労働基準監督署や法テラスなどに寄せられる相談件数は100万件を超えており、最近の厚労省の動向も踏まえて、「ある日突然訴えられるリスク」や「社内トラブル」対策は急務となっています。

裁判事例から振り返る企業防衛。会社は／顧問先は大丈夫ですか？

講演内容

就業規則や三六協定は会社を守る最低限度の法律です。一度作って終わりになっていませんか？

実に65%以上の社員が仕事に不満やストレスを感じており、労使トラブルの要因となっています。厚労省はこの現実を重く見て、年々企業に対する指導監督を強めています。トラブルや裁判になると、実際の運用が適切になされていたか、実態が就業規則や三六協定の内容と相違していないか、といった点が問題になります。大事なのは、実態がどう運用されているかです。

いざというとき、致命傷とならないために今何をすべきか、考えないと手遅れになります。

(講演内において取扱予定の裁判の事例)

- ①最高裁判決平成24年3月8日テックジャパン事件(時間外労働)
- ②東京地裁判決平成26年8月26日泉レストラン事件(固定残業代)
- ③東京地裁判決平成20年1月28日日本マクドナルド事件(管理監督者)
- ④最高裁判決平成26年1月24日阪急トラベルサポート事件(事業外みなし労働時間制)



講師プロフィール 青代 深雪 (あおだい みゆき)氏

<経歴>
 1997年3月 立教大学法学部卒業
 2000年 司法試験合格(第55期)
 2002年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会)
 2002年10月 牛島総合法律事務所入所
 2009年10月 新堂・松村法律事務所入所(現所属)
 <主な取扱分野>
 ・企業法務(商取引、労務問題、紛争処理を含む)
 ・事業承継・事業再生・倒産
 ・相続 ・家族間の問題
 ・不動産(売買、賃貸借、紛争処理を含む)

受講料：無料

定員：40名(定員になり次第締め切らせていただきます)

セミナー申込書 締め切り2月3日(金)

企業名／事務所名	所在地
	〒 Tel — —
参加者ご氏名	様 (名刺交換会参加 する・しない)
	様 (名刺交換会参加 する・しない)

お申込はこちらまでFax ⇒ 03-6380-5567